

「日吉地域自治町民会議」設立総会

【日 時】 令和4年10月10日（月・祝） 午後1時30分

【場 所】 日吉自治会館2階 大会議室

日吉地域自治町民会議設立総会 出席者名簿

No.	団体名	氏名	備考
1	区長会(別庄区)	久保山 正貴	
2	区長会(橋爪西区)	木村 泰彦	
3	区長会(橋爪中区)	村上 敏彦	
4	区長会(橋爪北区)、社会福祉協議会	大久保 富行	
5	区長会(橋爪東区)	小寺 隆好	
6	区長会(新宮区)	北村 禄朗	
7	区長会(中区)	高木 久之	
8	区長会(安久区)	安井 一吉	
9	区長会(豊区)	村上 徹美	
10	区長会(仁位区)	黒田 浩一	
11	区長会(宇田西区)、農業委員会	木村 政義	
12	区長会(宇田東区)	長澤 秀弘	
13	区長会(北野区)	森川 鐘二	
14	区長会(角田区)	三宅 勇	
15	区長会(堀之内区)	田村 豊	
16	消防団	赤松 忍	
17	交通安全協会	坂野 吉彦	
18	農業委員会、農事改良組合	木村 五貴	
19	河北土地改良区	堀 源吾	
20	日吉地区農地環境保全会	日比野 守	
21	商工会	木村 雅彦	
22	民生児童委員、学識経験者	森川 一俊	
23	民生児童委員、学識経験者	大久保 陽一	
24	民生児童委員	大橋 みち子	
25	民生児童委員	藤井 英俊	
26	スポーツ推進員	藤田 高明	
27	体育振興会	浅野 真博	
28	福寿会	大橋 正典	
29	ボランティアの会	村上 由紀	
30	公民館	西脇 寛樹	
31	「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」推進員	大橋 直廣	
32	子ども会育成協議会	長澤 久美	
33	日吉小学校	久富 雅仁	
34	日吉小学校PTA	長澤 和俊	
35	日吉こども園	安部 みな子	

No.	団体名	氏名	備考
36	—	伊藤 喜治	
37	—	中野 和雄	
38	—	加藤 武司	

日吉地域自治町民会議設立総会 次第

日 時：令和4年10月10日（月・祝）

午後1時30分～

場 所：日吉自治会館2階 大会議室

○町民憲章朗唱

1. 開 会

2. 設立準備委員会会長 挨拶

3. 議長選出

4. 議事録署名者指名

5. 経過報告

6. 議 事

第1号議案 日吉地域自治町民会議規約（案）について

第2号議案 日吉地域自治町民会議内規（案）について

第3号議案 日吉地域自治町民会議役員（案）について

第4号議案 令和4年度事業計画（案）について

第5号議案 令和4年度収支予算（案）について

7. 新会長 挨拶

8. 来賓 挨拶

養老町長 大橋 孝

養老町議会議員 長澤 龍夫

9. 閉 会

「日吉地域自治町民会議」設立に向けた経過報告

年月日	団体	内容
令和元年12月9日	区長会	区長会長と役場で地域の課題、現状について協議
令和2年9月24日	区長会	区長会へ研修会を開催(役場企画政策課より説明)
令和3年5月21日 ～5月22日	区長会	各種団体長へ研修会を開催(役場企画財政課より説明)
7月17日 ～7月22日	区長会	各種団体から地域課題について意見聴取、取りまとめ
8月20日	区長会	区長会三役にて準備委員会設立に向けた協議
9月1日	区長会	広報9月号にパンフレットを同封
11月24日	準備委員会	第1回準備委員会の開催 ・準備委員会規約、役員について決定 ・自治町民会議設立までのスケジュールについて協議
12月17日	準備委員会	第2回準備委員会の開催 ・組織図、規約、役員及び事務局について協議
令和4年1月20日	準備委員会	第3回準備委員会(新型コロナの影響により書面開催)
2月1日	準備委員会	第3回内容について準備委員会委員へ書面にて意見聴取 ・設立後の各行事主催団体や交付金の一括化について
4月15日	準備委員会	第4回準備委員会 ・設立後の各行事主催団体や交付金の一括化について協議 ・スケジュールについて再協議
5月9日	準備委員会	役員会の開催 ・自治町民会議役員について協議
5月21日	準備委員会	各種団体長へ説明会を開催
7月6日	準備委員会	役員会の開催 ・今後のスケジュールについて ・役員を選出について
8月18日	準備委員会	第5回準備委員会 ・組織図および役員について ・規約、内規について ・会計規定について ・今後のスケジュールについて
9月22日	準備委員会	第6回準備委員会 ・設立総会について
10月10日		「日吉地域自治町民会議」設立総会

日吉地域自治町民会議規約（案）

（名称）

第1条 本会は、日吉地域自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い日吉地域を形成していくとともに、日吉地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

（事務局）

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町宇田6番地2（日吉自治会館内）

（活動の範囲）

第4条 自治町民会議の活動範囲は、日吉地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

（構成）

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 日吉地域内に在住及び在勤する者
- (2) 日吉地域内の各区
- (3) 日吉地域内で活動する団体
- (4) 日吉地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

（事業）

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは日吉地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

（組織）

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門部会

2 理事、運営委員及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

（役員）

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 専門部会長 | 4名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、理事会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、運営委員会及び総会に出席して意見を述べる
ことができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の職務は、次のとおりとする。

2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その
職務を行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推
薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、理事会、運営委員会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知す
ることを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す
るところによる。

(総会)

第14条 総会は、運営委員及び専門委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は
運営委員会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することがで
きる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
- (4) その他、重要事項に関すること。

(理事会)

第15条 理事会は、役員及び理事で構成する。

- 2 理事会は、総会、運営委員会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 理事会は、運営委員会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 理事会は、緊急を要する事項に限り運営委員会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 理事会は、会長が招集する。
- 6 理事会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、運営委員で構成し、理事会より提示された内容について審議する。

- 2 運営委員会は、専門部会に付託する内容について検討するとともに、専門部会から提出された案件について審議する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会（以下「部会」という。）は、運営委員及び専門委員で構成し、総会及び理事会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の部会を置く。

- (1) 総務・安心・安全部会
- (2) 産業・環境・美化部会
- (3) 健康・福祉部会
- (4) 文化・教育部会

- 2 部会は、部会長が招集する。
- 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求

めることができる。

(会計)

第 18 条 自治町民会議の運営等に要する経費は、会費、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、理事会で決定し、総会で承認を得た額とする。

3 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計監査)

第 19 条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第 20 条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、理事会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、会務及び会計を総理する。

5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第 21 条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第 22 条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第 18 条第 3 項の規定に関わらず、総会で設立議決のあった日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3 自治町民会議の設立初年度の役員及び副部会長の任期は、第 10 条第 1 項及び第 17 条第 6 項の規定に関わらず、総会で設立議決のあった日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

別表（第7条関係）

No.	団体名	選出人数			備 考
		理 事	運営委員	専門委員	
1	区長会（別庄区）	1 人			
2	区長会（橋爪西区）	1 人			
3	区長会（橋爪中区）	1 人			
4	区長会（橋爪北区）	1 人			
5	区長会（橋爪東区）	1 人			
6	区長会（新宮区）	1 人			
7	区長会（中区）	1 人			
8	区長会（安久区）	1 人			
9	区長会（豊区）	1 人			
10	区長会（仁位区）	1 人			
11	区長会（宇田西区）	1 人			
12	区長会（宇田東区）	1 人			
13	区長会（北野区）	1 人			
14	区長会（角田区）	1 人			
15	区長会（堀之内区）	1 人			
16	消防団			1 人	
17	交通安全協会			1 人	
18	農業委員会	1 人			
				1 人	
19	農事改良組合			1 人	
20	河北土地改良区			1 人	
21	日吉地区農地環境保全会			1 人	
22	商工会			1 人	
23	社会福祉協議会		1 人		
24	民生児童委員			4 人	
25	スポーツ推進員			1 人	

26	体育振興会			1人	
27	福寿会			1人	
28	ボランティアの会			1人	
29	公民館		1人		
30	「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」推進員			1人	
31	子ども会育成協議会			1人	
32	日吉小学校			1人	
33	日吉小学校PTA			1人	
34	日吉こども園			1人	
35	学識経験者(公募委員を含む)	3人以内	3人以内	3人以内	理事会において承認を受けた者

日吉地域自治町民会議 組織図案



日吉地域自治町民会議内規（案）

（総則）

第1条 日吉地域自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）規約第23条の規定に基づき、自治町民会議を円滑に運営するため、必要な事項を定める。

（役員等報酬）

第2条 規約第8条第1項に規定する役員（以下「役員」という。）については、自治町民会議の予算の範囲内で、次のとおり報酬を支払う。

区 分	金額（年額）
会長	30,000円
副会長	10,000円
専門部会長	10,000円
事務局長	50,000円
監事	5,000円

- 役員報酬は年額とし、原則として年度末に支給する。ただし、役員に異動があった場合は、異動の日の属する月を含めて月割によって計算した額を支給するものとする。
- 事務局員の人件費は、町の条例に基づき勤務時間に応じて支払うものとする。ただし、年間の上限は、町から交付を受けた地域総合活動交付金のうち事務局運営費の額とする。

附 則

この内規は、令和 年 月 日から施行する。

日吉地域自治町民会議役員（案）

役員	団体名	氏名
会長	学識経験者 (民生児童委員)	大久保 陽一
副会長	区長会 (橋爪西区)	木村 泰彦
副会長	学識経験者 (民生児童委員)	森川 一俊
総務・安心・安全部会長	区長会 (角田区)	三宅 勇
産業・環境・美化部会長	農業委員会	木村 政義
健康・福祉部会長	社会福祉協議会	大久保 富行
文化・教育部会長	公民館	西脇 寛樹
事務局長		伊藤 喜治
監事		中野 和雄
監事		加藤 武司

令和4年度 事業計画（案）

時期		内容
令和4年	10月	設立総会
	11月	理事会兼運営委員会（アンケート調査票、実施方法の検討）
	12月	アンケート調査の実施 運営委員会（新年度事業計画、新年度予算の検討）
令和5年	1月	アンケート調査の集計 専門部会（新年度事業計画、新年度予算の検討）
	2月	アンケート調査の分析 理事会兼運営委員会（新年度事業計画、新年度予算の検討）
	3月	理事会（定期総会の準備）

令和4年度 収支予算（案）

収入の部

(単位：円)

項目	本年度	前年度	比較	説明
交付金	640,000	0	640,000	
地域総合活動交付金	640,000	0	640,000	設立交付分200,000円 地域まちづくり計画策定事業費30,000円 事務局運営費410,000円
寄附金	0	0	0	
補助金	0	0	0	
雑収入	1,000	0	1,000	預金利子 など
繰越金	0	0	0	
合計	641,000	0	641,000	

支出の部

(単位：円)

項目	本年度	前年度	比較	説明
総務・安心・安全部会費	10,000	0	10,000	
地域まちづくり計画策定	10,000	0	10,000	アンケート用紙購入 など
産業・環境・美化部会費				
健康・福祉部会費				
文化・教育部会費				
事務局費	630,000	0	630,000	
報酬	75,000	0	75,000	役員報酬
消耗品費	15,000	0	15,000	事務用品
備品購入費	150,000	0	150,000	事務局用パソコンなど
食糧費	20,000	0	20,000	会議等お茶代
通信運搬費	10,000	0	10,000	会議等開催通知郵送代
事務局職員人件費	360,000	0	360,000	
予備費	1,000	0	1,000	
合計	641,000	0	641,000	

※予算の流用及び予備費の充用は、会長の専決事項とする。

養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさとは、先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と元気な声がわく町に
しましよ
1. 美しい自然の中で 力いっぱい働ける町に
しましよ
1. おとしよりが 豊かにくらせる町にしましよ